

こう使いたい！

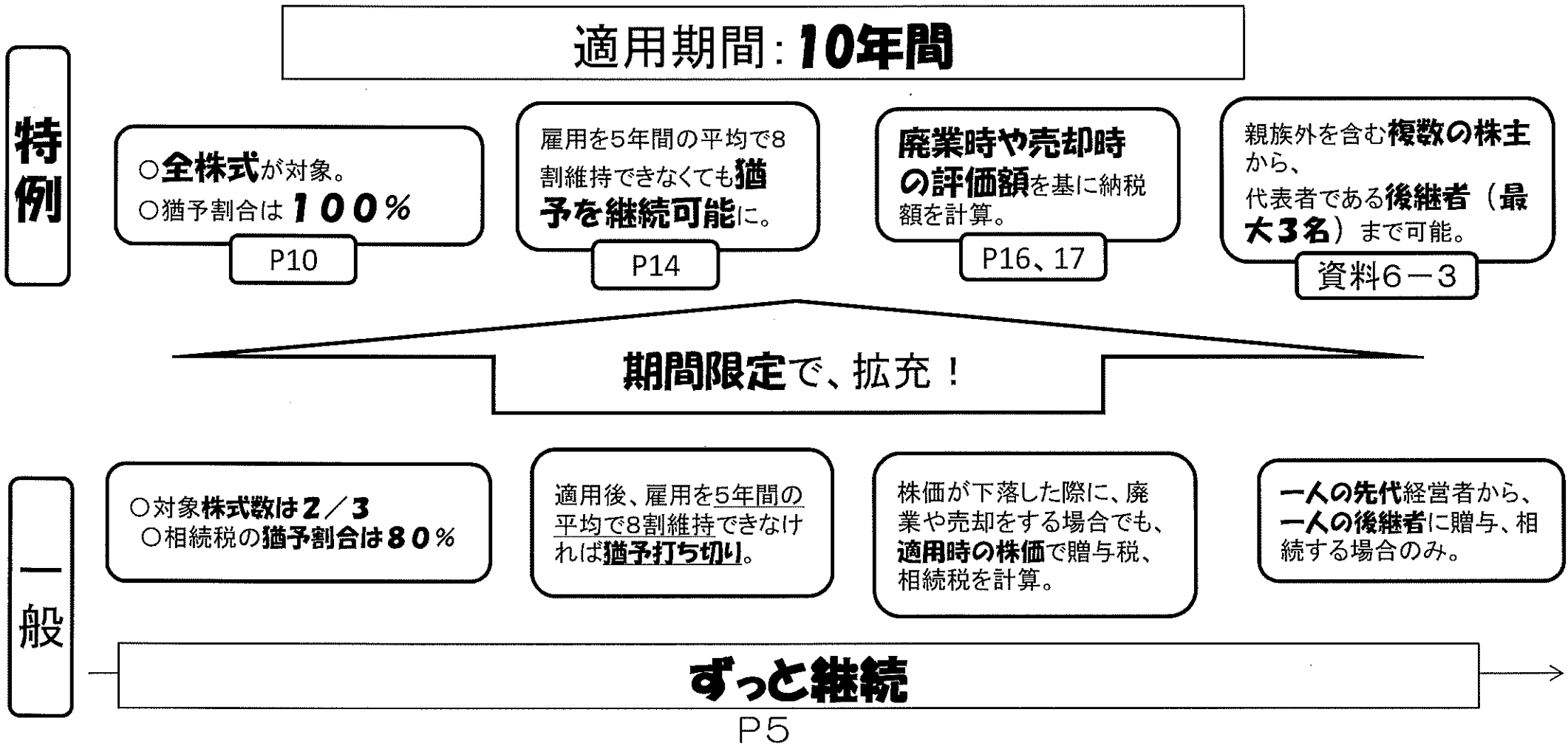
事業承継税制（納税猶予）

～ただし、落とし穴には十分注意～

2018年8月9日
G・M 税理士法人
税理士 望月教生

3. 事業承継税制（納税猶予 **特例**）の概要

会社の代表権を有していた者（代表者以外からもOK）から、
後継者が
「贈与又は相続等」により非上場株式を取得した場合には、
その取得した「**全て**」の非上場株式に係る「**贈与税**又は**相続税の全額**」について、
「納税を**猶予**」する。



4. スケジュール（使い方）

○相続税コース

先代の状況

資料1

後継者の状況

P13

相続税の納税猶予

○贈与税コース

贈与税の納税猶予



相続税の納税猶予

- ①贈与税の**納税猶予額は免除**
- ②贈与時点の株式の評価額を相続財産とみなして**相続税を課税**

相続税の納税猶予への「切替確認申請」をすれば

③②の相続税を**納税猶予**

「切替確認申請」をしなければ、**上記①②で終了**

7. 適用「後」の要件（相続、贈与とも）



2018.1.1

贈与又は相続

贈与の場合は、翌年3月15日～**5年間**
相続の場合、相続税の申告期限後～**5年間**

5年以後

「報告書」を都道府県に、
「要件に該当する旨の届出書等」を税務署長に、
毎年提出

「届出書」を税務署長に**3年ごと**に提出

詳細は
資料5

以下の場合(抄)に、**猶予税額全額を納付(猶予打ち切り)**

- ①後継者が代表権を有しない(身体障害等のやむを得ない理由を除く)
- ②後継者の同族株主の議決権が50%以下となった場合。
- ③後継者以外の同族株主が、後継者の議決権を超えた場合。
- ④後継者が対象株式を1株でも売却や贈与した場合。
- ⑤従業員の数が5年平均で80%未満になった場合(理由書を都道府県に提出等すれば納税猶予は継続)
- ⑥右記の②～⑥

以下の場合(抄)に、**猶予税額全額を納付(猶予打ち切り)**

- ①後継者が対象株式の全部を譲渡した場合。
- ②会社が解散した場合
- ③資産保有型会社、資産運用型会社になった場合。
- ④総収入金額が0円になった場合
- ⑤資本金の額の減少等をした場合。
- ⑥届出書が提出されない場合

以下の場合(抄)に、猶予税額の一部を納付

- ①後継者が対象株式の一部を譲渡した場合
—譲渡部分に対応する贈与税、相続税

利子税を併せて納付。上記5年経過後に納付する場合は、上記5年の期間の利子税は課されない。

【利子税】

特例基準割合(銀行の新規の短期貸出金利を基準として財務大臣が告示する割合+1%)を基準に算定。平成30年は0.7%。

○贈与の場合、猶予適用後5年経過後ならば、先代が代表権を持って納税猶予の打ち切りはない。

○贈与の場合も、相続の場合も、5年経過後なら後継者は代表者でなくなっても納税猶予の打ち切りはない

贈与税の納税猶予を受けて、贈与税の申告期限から5年経過した時点で、先代が死亡し、相続税の納税猶予の適用を受ける場合は、5年間の事業継続要件は課されない。

(贈与税の申告期限から5年経過する前に先代が死亡し、相続税の納税猶予の適用を受ける場合は、贈与税の5年間の事業継続要件を満たせばOK)